

武公第25-3号  
令和7年2月13日

公 告

武田薬品健康保険組合  
理事長 安藤 裕子

規約の一部変更について

当組合の適用事業所の移籍に伴い、規約第4条別表の変更を申請し、近畿厚生局長の認可が得られましたので、健康保険法施行令第3条の2の規定に基づき公告いたします。

記

1. 組合規約の一部改定

(1) 第4条別表(設立事業所の名称及び所在地)の改定

日本製薬(株)が武田薬品健康保険組合を離脱し、東京薬業健康保険組合に編入したことにより削除する。

施行日は、令和7年1月1日付とする。

以 上